

平成27年4月から介護保険制度が変わります

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の成立により、介護保険制度が平成27年4月から段階的に改正されます。

今回の改正は、制度がスタートして以来の大きな見直しです。新たな制度では、利用者に負担をお願いするものもありますが、介護保険制度にかかる経費が増加する中、制度を維持するためご理解をお願いします。

問い合わせ

- ①②③は介護保険課 ☎(866)2069
- ④は長寿福祉課 ☎(866)8760

高齢者がいつまでも元気に 自立して暮らせるまちをめざして



秋田けやき会デイサービスセンター(御所野)で、ミニゲームを楽しむみなさん。笑顔が健康の第一歩ですね(^o^)

- ① 平成27年4月から、特別養護老人ホームの入所基準が、原則「要介護3以上」に

現在 要介護1～5のかたが、特別養護老人ホームに入所できません

改正後 要介護3～5のかたに入所が限られ、要介護1・2のかたは、新たに入所できません

▼平成27年3月末までに入所しているかたは、要介護1・2でもそのまま入所できます。4月以降、入院などで一旦退所し、退院後の再入所は、新規入所扱いになります。要介護1・2のかたでも、やむを得ない事情で在宅生活が著しく困難な場合は、特例で入所が認められる場合があります

*「やむを得ない事情」とは、認知症などで常時見守りが必要、知的障がいや精神障がいなどがあり症状が安定しない、虐待が疑われるなどの場合で、個々の状態を踏まえて判断することになります。

- ② 平成27年8月から、一定以上の所得があるかたの介護保険サービスが2割負担に

現在 サービス利用料は自己負担1割です

改正後 一定以上の所得があるかたは、サービス利用料が自己負担2割になります

▼夫婦や世帯ではなく、個人ごとの所得で判定します。2割負担の対象は、本人の前年の合計所得金額が160万円以上のかたとなります(年金収入のみの場合は280万円以上)

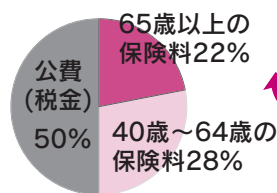
介護保険料が変わります

介護保険料は3年ごとに金額を見直すことになっており、平成27年度が見直しの年にあたります。保険料は、左記により計算した金額をもとに、所得に応じ、いくつかの段階に分けて設定します。具体的な金額は来年3月に決定します。

介護保険課 ☎(866)2069

介護保険料基準額の算出方法

第1号被保険者(65歳以上のかた)の場合



介護サービスの負担割合

$$\begin{aligned}
 & \text{介護サービス給付費} \\
 & \text{平成27～29年度の3年間に必要となる介護サービスの費用} \\
 & \times \\
 & 22\% \text{ (65歳以上のかたの負担分)} \\
 & \div \\
 & \text{秋田市の65歳以上人口} \\
 & \downarrow \\
 & \text{平成27～29年度の保険料}
 \end{aligned}$$

*介護保険料は、みなさんが利用する介護サービスの総費用に応じて決まる仕組みで、利用量が増えれば保険料も増えます。秋田市では、高齢化が進むとともに、その総費用も年々増え続けています。

高齢者施策への意見を募集

さらなる高齢者福祉の充実のために、下記のとおりみなさんのご意見を募集します。期間は12月10日(水)から来年1月9日(金)まで。

関連資料は、長寿福祉課(市福祉棟2階)、資料閲覧コーナー(市役所1階)、北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンターのほか、市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/lg/>

1 第8次高齢者プラン (第6期介護保険事業計画)

市では、平成27年度から29年度までの高齢者福祉事業の実施計画「第8次秋田市高齢者プラン(第6期秋田市介護保険事業計画)」の原案を作成しました。原案は、みなさんの意見を踏まえて修正します。市の将来の高齢者施策についてご意見をお寄せください。

2 介護予防サービス などの見直し

介護保険制度の改正に伴い、これまで国の基準で定められていた介護予防サービスなどを、地域支援事業として市が行うこととなります(右の制度改正の④)。このため、市では次の事業について、みなさんからの意見を募集します。



意見を募集する事業

介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防の推進、生活支援サービスの充実など)、在宅医療・介護連携推進事業(在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築)、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置など)、認知症総合支援事業(認知症初期集中支援チームの設置など)

ご意見の提出方法

上記の閲覧場所にある用紙に意見と住所、氏名、電話番号を書いて、回収箱へ投函してください。FAX、Eメールでも提出できます。問い合わせは長寿福祉課へ

1 は☎(866)2095 2 は☎(866)8760

③

平成27年8月から、施設入所者の食費・居住費の補助が縮小されます

現在 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者、ショートステイの利用者で、低所得のかたに食費、居住費の自己負担額の一部を補助しています

改正後 所得が低くても預貯金などが一定額以上ある場合は、補助対象から外れます

▼預貯金など(有価証券、投資信託を含む)が単身の場合1千万円以上、夫婦の場合2千万円以上あるかたは対象外になります

現在 特別養護老人ホームへ入所する際、本人が施設の住所に住民登録を移し、配偶

者と世帯分離した場合、入所した本人が非課税であれば補助対象となります

改正後 入所にあたり、世帯分離した配偶者が課税されていると補助対象から外れます

現在 遺族年金や障害年金といった非課税年金は、所得の判定基準から除外します

改正後 平成28年8月から、非課税年金額も含めた所得で判定します

④

高齢者向け在宅介護サービスが変わります



現在 要支援者は、国の基準により全国一律の介護予防サービスを受けられます

改正後 要支援者向けのデイサービスとホームヘルプサービスが国から市へ移され、サービスが多様化します。また、新たに医療と介護の連携、生活支援体制の整備、認知症に関する支援事業を実施します。

▼介護予防・生活支援サービスは、介護事業者のほか、NPOや企業などもサービス提供が可能になります

▼すでにサービスを受けているかたは、制度改正後でも、必要に応じて今までの内容に相当するサービスが利用できます

*④は、平成27年4月から29年4月(一部は30年4月)までの実施が法律で定められていますが、秋田市では実施に向けた準備を今後整える必要があるため、開始時期は未定です。決まり次第お知らせします。